

担当部署案件

番号	題名	提案内容	提案者への通知内容
4	ホームページに記載されている「市民提案募集中」に係わる提案	<p>①応募資格は「清瀬市在住者、在勤者、在学者等」に改める。</p> <p>②市民が提案を提出したい時に常に窓口が開かれている。</p> <p>③図書館、アミュー、コロポックル、ひまわりプラザ、運動公園（テニスコート・サッカー場等）等の募集案内掲示・提案箱の設置</p> <p>④市宛の「受取人払い封筒」を常備</p> <p>⑤提案の審議結果については、委員会の回答及び行政の対応等を文書で回答すること。提案者に電話等で直接提案内容等について問い合わせることがあること。</p>	
5	広報に係わる提案	<p>①文化、福祉、体育等すべての施設及び市掲示板並びに学校に広報すべきと考えます。</p> <p>②委員会から条例第7条の趣旨をあらゆる機関に働きかけて頂きたい。</p>	
11	市報に清瀬の動植物を共有する新コーナー「清瀬みつけ隊」開設、twitterを併用し、市民のゆるやかな交流の場を作る。	<p>①月2回配布される市報に、季節ごとに清瀬や清瀬周辺で見つけることができる動植物の情報を掲載する。1日は植物、15日は動物、などとする。</p> <p>②twitterアカウント「清瀬みつけ隊（仮称）」を併設し、清瀬市民から、掲載された動植物をみつけた報告を受け付ける。</p>	